

保護者様

四日市市こども未来部こども家庭センター
四日市市教育委員会育ち支援課
四日市市こども未来部保育幼稚園課
三重県北勢児童相談所

こどもたちを守るために

児童虐待の通告はすべての国民に課された義務です！

児童虐待は、こどもに対する最も重大な権利侵害にあたり、成長段階にあるこどもの心身に深刻な影響をもたらします。

児童虐待を防止するためには早期発見、早期対応が何より重要であり、虐待が疑われる場合やおかしいと感じたら迷わず連絡してください。

こどもに関わる全員がこどもたちを虐待から守るネットワークの一員です。『あなた』の行動や一言がこどもや親を救うきっかけになります。「虐待かな？」と思ったら悩まずに勇気ある行動をお願いします。

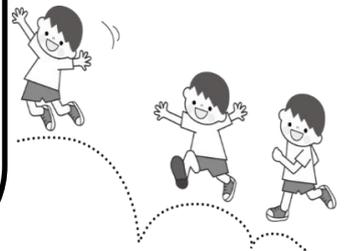
児童福祉法第25条の規定に基づき、虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに(市役所や児童相談所に)通告をしなければなりません。

この通告は、国民の義務とされています。したがって、幼稚園、保育園、こども園、学校には、『虐待されているかもしれない児童』を見つけた場合には、関係機関に通告する義務があります。

『虐待されているかもしれない児童』とは、例えば・・・

- ① 保護者から叩かれたり蹴られたりしているかもしれない。
- ② 原因がよく分からない傷やアザがある。
- ③ ご飯を食べさせてもらっていないようだ。
- ④ ひどく不衛生なままだいる。(同じ服を毎日着ている等)
- ⑤ 保護者から暴言を浴びせられているかもしれない。
- ⑥ 保護者から無視をされたり、差別的な対応を受けたりしているようだ。
- ⑦ 閉じ込められたりして、姿を見かけない。
- ⑧ 病院(医療機関)に連れていってもらえないようだ。
- ⑨ (主に夜間)保護者が不在の家に放置されているようだ。
- ⑩ 家族間の暴力行為を目撃しているようだ。

など



児童相談所虐待対応ダイヤル ☎ 189 (近くの児童相談所につながります。)
 四日市市こども家庭センター ☎ 059-354-8276
 三重県北勢児童相談所 ☎ 059-347-2030